# 「熊本県地域生活定着支援センター」設置・運営要綱

#### 1 目的

本事業は、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、本県の設置する「熊本県地域生活定着支援センター(以下「センター」という。)」が、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会(以下、「刑事司法関係機関という。)、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、その結果として、再犯防止対策に資することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、熊本県とする。ただし、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等(社会福祉法人、NPO法人等)に、事業の全部 又は一部を委託することができる。

なお、委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年度以内とするが、業務処理状況が良好である場合は、予算の範囲内で同一の団体に、5年度を超えない範囲で引き続き委託することができる。

## 3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

熊本県は、県内1か所にセンターを設置する。

(2) センターの業務

センターは、刑事司法関係機関、福祉関係機関と連携・協働し、以下の業務を 行う。

- ア 矯正施設(以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。)退所予 定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務
- イ 矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行うフォローアップ業 務
- ウ 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行 う被疑者等支援業務
- エ 犯罪をした者、非行少年(非行のある少年をいう。)等への福祉サービス等 についての相談支援業務
- オ 上記の業務を円滑かつ効果的に実施するための業務

センターは、(ア) 刑事司法関係機関、福祉関係機関や地域において福祉的 支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の 連絡を密にし、(イ) 当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を 得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

カ 特性に応じた支援業務

センターは、発達障がい等対象者の特性に応じた効果的な支援を行う。

## 4 実施体制

(1)職員の配置

センターの職員は8名以上とする。ただし、災害の発生や社会情勢の変化等、 やむを得ない理由がある場合は、配置する職員数の変更ができる。

このうち、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

(2) センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

## 5 対象者

次に掲げる者で高齢であり、又は障がいを有するために、福祉的な支援を必要と する者

- (1) 矯正施設退所予定者及び退所者。
- (2) 身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若し くは科料の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者。
- (3) その他、センターが必要と認める者。

#### 6 実施上の留意事項

秘密の保持(対象者の個人情報保護の徹底)

本事業の実施に携わる職員は、対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らさないなど、個人情報保護法制等に沿った対応を徹底して行うこと。特に対象者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、対象者の了承を得ておくものとする。

また、対象者の同意が得られない場合等は、対象者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

附則

1 この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成24年3月13日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、令和3年7月19日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、令和4年1月24日から施行する。